

SARC サーク・コミュニケーションズ

Secure Broadcasting Authorization and Research Center

communications



標的型攻撃から日本を守るには －組織対応型S/MIMEを広げよう

一般財団法人 放送セキュリティセンター理事長

辻井 重男

標的型攻撃を主とするサイバー戦争は、一国の盛衰に関わる闘いであるが、実際に攻撃を受けるのは、重要インフラや自治体等、個々の組織である。標的型攻撃は、従業員の内、一人でも対応を誤れば、その組織の中核が侵されるので、組織内セキュリティ教育（「怪しいメールの添付は開くな」というような）や内部システム対策だけでは、完全な対応は不可能であり、認証と署名の確認を確実にを行うことにより不正侵入を防ぐ以外に基本的な対策はなく、逆に、それにより、標的型攻撃をほぼ確実に抑止できる筈である。

具体的には、個人メール向けのS/MIMEを組織対応型に再構築し、再暗号化などの組織暗号と併用することにより、標的型攻撃を抑止できると考えられる。ここで、S/MIMEとは、認証（送信相手の確認）、電子署名を行うシステムである。これまでも、内閣官房や総務省などから、S/MIMEの普及に対する提案がなされて来た。これらの提言では、個人も組織も含めて、S/MIMEの普及・促進を図ろうとするものであるが、全ての個人を含めることには、コストがかかる（PKIに年間数千円）、手間がかかる、プライバシー保護の観点から、秘匿暗号と認証・署名暗号の両立が難しい等の壁がある。このため、S/MIMEの普及は進んでいない。普及しないから普及しないという悪循環に陥っているのである。

そこで、個人は後にして、まずは、組織対応型S/MIMEの普及を推進するという国家戦略を立ててはどうだろうか。標的型攻撃が狙われるのは、年金機構やJTBのような組織であり、多少のコストと手間を惜しむべきではないだろう。企業等の社員は、メール対応に勤務時間の3分の1を費やしているとの調査結果もあり、これ以上、怪しいメールに注意させることは仕事の効率を下げることも合わせて考えるべきであろう。

次に、組織レベルでは、従業員の公私を厳格に切り分ければ、組織管理者に、原則として組織内の情報管理を行う権限を持たせることが出来る。去る6月11日の日経新聞に「サイバー防衛、一括で総務省が「ネットの関所」と出ていたが、それ以外に手はないだろう。こうして、現在のS/MIMEを改良して組織対応型S/MIMEを再構築すれば、普及と標準化を進め易い。更に、中央大学研究開発機構において、筆者がリーダーとなり、国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）の委託研究として進めて来た組織暗号などと併用することにより組織内での情報漏洩を抑止することが可能となると考えている。

今こそ、各業界が一致して、組織対応型S/MIMEを標準化・普及するための新しい情報セキュリティビジネスを立ち上げる時である。組織対応型S/MIMEが普及した段階で、次のステップとして、マイナンバーも活用して、個人レベルを含むS/MIMEの普及を促進すれば、日本の守りを固めると共に、その新たなS/MIMEを、日本発のシステム標準として世界に向けて輸出し、国際貢献することも出来るよう。

個人情報の利活用と保護及び個人情報保護委員会の体制について

個人情報保護委員会事務局 参事官 山本 和徳



平成27年9月9日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号。以下「改正法」という。）が公布され、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正が行われることとなりました。

改正前の個人情報保護法の下においては、個人情報取扱事業者の監督について、事業を所管する各主務大臣がその所管する事業分野の事業者に対して行っており、複数の事業分野にまたがる案件について、1つの個人情報取扱事業者に対して、複数の主務大臣による重畳的な監督が行われる等の問題がありました。また、EU諸国を初めとする諸外国では、プライバシーや個人情報の保護を一元的に担当する独立した監督機関を設置している例が多く、日本においても組織面での国際的な整合性を確保する必要がありました。そのため、今回の改正により個人情報の保護に関する独立した監督機関として個人情報保護委員会が設置され、個人情報保護法を所管するとともに、改正法の全面施行時には監督権限が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

また、情報通信技術の進展による携帯端末の普及等を背景として、個人の行動・状態等に関するパーソナルデータの利活用が求められる一方、どの情報を個人情報として取り扱うべきかが曖昧となっているとの指摘があり、このグレーゾーンの解消のため、個人情報の定義を明確化し、個人情報を安全な形で自由に利活用できるよう特定の個人を識別できないように加工する「匿名加工情報」制度の創設を行い利活用を促進しています。

その一方で、個人情報の保護のために、特に慎重

な取扱いを要する個人情報として類型化した「要配慮個人情報」や、大量の個人情報流出事案の発生を受けていわゆる名簿業者対策として、第三者提供時に提供に係る記録の作成・保存をさせることにより、個人情報の漏えいが生じた場合に流通経路をたどることができるようにすることや、従業員等が不正に顧客データベース等を持ち出し第三者に提供した場合等に直接罰則を適用する個人情報データベース等提供罪が導入されました。

さらに、国際化への対応として、域外適用の規定や外国にある第三者への個人データの提供の制限に係る規定を整備するなど、データ流通のグローバル化に対応した改正を行っています。

その他、認定個人情報保護団体に対して、個人情報保護指針作成時の関係者からの意見聴取を努力義務とすることや、個人情報保護指針の個人情報保護委員会への届出及び当該指針を遵守させるための対象事業者に対する指導・勧告等を義務として規定するなど、認定個人情報保護団体の活用を図ることとしたほか、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者に対しては、個人情報保護法の適用を除外するとの規定を廃止し、同法の規律を遵守しなければならないこととしました。

以上のとおり、今般の法改正は、新産業・新サービスの創出等による活力ある経済社会の実現等を目指し、パーソナルデータの利活用環境を整備するとともに、大量の個人情報流出事案の発生により増大した消費者の不安の解消や、個人情報保護制度の国際的な整合性を念頭に置いて個人情報の保護の強化も図ることにより、個人情報の利活用と保護をバランスよく推進するものとなっております。

特定個人情報の適正な取扱いについて

～安全管理措置を中心に～

個人情報保護委員会事務局総務課 上席政策調査員 武本 敏



1. マイナンバーガイドラインの概要

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）では、マイナンバーをその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）が事業者において適正に取り扱われるよう、「特定個人

情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を公表しています。ガイドラインでは、マイナンバー法に基づく特定個人情報の適正な取扱いについて、実務担当者からのご意見等を踏まえた具体例を交えて詳しく解説しています。

また、委員会のホームページでは、委員会に寄せられている質問事項への回答をまとめたQ&Aや、番号制度ヒヤリハット事例集、転ばぬ先の事例集、中小企業向け資料等を公表していますので、ガイドラインとともにご確認ください。

2. 事業者におけるマイナンバーとの関わり

事業者が、法令に基づき、従業員や原稿料を支払った者等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する事務を個人番号関係事務といいます。

健康保険組合等を除く、多くの事業者においては、個人番号関係事務の範囲においてのみマイナンバーを取得・保管・利用・提供することとなります。

3. 安全管理措置の概要

マイナンバーを取り扱う事業者は、原則として、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

ガイドラインにおける安全管理措置は、A 基本方針の策定、B 取扱規程等の策定、C 組織的安全管理措置、D 人的安全管理措置、E 物理的安全管理措置、F 技術的安全管理措置という6項目から構成されています。マイナンバーは個人情報であることから、既に整備されている個人情報の保護

に関するガイドライン（約40種程度）における安全管理措置とマイナンバーガイドラインの安全管理措置は、大きく変わらない構成・内容となっています。

4. 安全管理措置への対応

個人番号関係事務で取り扱う個人情報はマイナンバー以外にも機微なものが含まれていることが考えられることから、これまでも必要な安全管理措置が講じられてきたものと考えられます。例えば、従業員等の給与計算は他の従業員等から濫りに見えない区域で行われているものと考えられますし、事務所内における情報等の盗難防止や、情報システムの不正アクセス対策等も実施されているものと考えられます。特にISMSやプライバシーマーク等の認証を取得している企業では、従来の安全管理措置として講ずる対策と大きく変わることは少ないものと考えられます。

マイナンバーを取り扱い始めたこのタイミングで改めてガイドラインを確認し、個人番号関係事務における特定個人情報の取扱いが適正なものとなるよう、これまでの事務における安全管理措置を適切に見直し、必要な安全管理措置を講ずることが重要と考えられます。

5. 質疑応答

(1) 従業員本人がマイナンバーの提出を拒否した場合の対応

法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

（国税庁HPより抜粋）

(2) 「取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」の頻度は？

定期的実施するものとしては1年に1回程度行うこと等が考えられますが、事業の性質等に応じて、適切に実施していただくことが重要です。

有料放送分野における消費者保護ルールの充実・強化について

～平成27年放送法改正等の概要～

総務省情報流通行政局放送政策課 企画官 井田 俊輔



1. 有料放送と消費者保護
ケーブルテレビ、衛星放送等において提供されている有料放送については、無料で視聴することができる放送とは異なり、契約を締結し料金を支払う消費者の利益を保護する必要があります。

ます。

このため放送法では、以前から「有料放送」に関する特別の規律（放送法第7章）が設けられており、

- ① 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、役務の提供を拒んではならないこと（役務提供義務）
- ② 有料放送事業者等は、契約を締結する前に、料金その他の提供条件の概要を説明しなければならないこと（提供条件説明義務）
- ③ 有料放送事業者等は、業務の方法や料金等の苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に処理しなければならないこと（苦情等処理義務）
- ④ 基幹放送（BS放送・東経110度CS放送）の有料放送事業者は、あらかじめ契約約款を定め、これを公表しなければならないこと（契約約款公表義務）

等が定められています。

2. 平成27年放送法改正について

今般、有料放送分野における消費者保護ルールの更なる充実・強化を図る観点から、平成27年に放送法が改正され、前述1.の制度に加え、新たに、

- ① 書面交付義務
- ② 初期契約解除制度
- ③ 不実告知等及び勧誘継続行為の禁止
- ④ 代理店に対する指導等措置義務

等の消費者保護ルールが整備され、関連政省令等の整備を経て、平成28年（2016年）5月21日に施行されました。

また、当該関連政省令等の整備の一環として、上記1. ②の提供条件説明義務の充実を図るため、総務省令の改正により、新たに「適合性の原則」が導

入されました。

更に、総務省では、今般の制度整備の機会をとらえて、新たに「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」を策定し、公表しました。このガイドラインは、有料放送分野の消費者保護ルールに関し、放送法及び関連政省令等の規定の内容を解説するとともに、消費者利益の保護の観点から有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項及び自主的に取ることが望ましいと考えられる対応についても解説しています。

以下、今回の制度整備の概要をご紹介します。

3. 有料放送分野の新たな消費者保護ルールについて

(1) 適合性の原則（放送法施行規則第175条第6項）

提供条件の説明は、消費者の知識及び経験並びに契約の締結の目的に照らし、その消費者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならないこととされました。

例えば、お年寄りで有料放送の契約に不慣れな方に対しては、専用資料を用意した上で、本人の意思に応じてより丁寧かつ詳細な説明を行うこと等が望ましいと考えられます。

(2) 書面交付義務（放送法第150条の2）

消費者が契約締結後に個別の契約内容を容易に確認できるよう、有料放送事業者は、契約を締結した後に、遅滞なく、料金や後述の初期契約解除制度に関する事項等を記載した書面を交付しなければならないこととされました。

(3) 初期契約解除制度（放送法第150条の3）

消費者は、上記(2)の書面を受領した日等から8日間は、相手方（有料放送事業者）の合意なく契約を解除することができることとされました。

本制度は、他の一般的な役務・商品の訪問販売や電話勧誘販売等について「特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）」等により認められる無償での契約解除（いわゆるクーリング・オフ）と類似の制度ですが、この放送法上の初期契約解除制度は、店舗販売を含め販売形態によらない契

約解除の権利を消費者に認める一方、契約解除に伴い一定の範囲の額の支払を有料放送事業者が請求すること（対価請求）を可能としている点が異なります。

初期契約解除に伴い有料放送事業者が消費者に請求できる額は、①サービス利用料、②工事費用、及び③契約締結費用（事務手数料）の額の合計に限られます。なお、有料放送事業者が②又は③の費用を請求するためには、それらの費用の算定の方法をあらかじめ契約約款等に定め、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表している必要があります。

(4) 不実告知等及び勧誘継続行為の禁止

（放送法第151条の2）

有料放送事業者等は、契約の重要事項について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為をしてはならないこととされました（不実告知等の禁止）。

また、有料放送事業者等は、求められない勧誘を継続する行為をしてはならないこととされました（勧誘継続行為の禁止）。

(5) 代理店に対する指導等措置義務 （放送法第151条の3）

有料放送事業者は、代理店の業務の適切かつ確実な遂行を確保するため、代理店への指導等の措置を講じなければならないこととされました。

4. おわりに

今後、新たなサービスの登場や有料放送サービスの多様化・複雑化により有料放送サービスに関するトラブルの内容や実態も変化していく可能性があります。法に基づく消費者保護ルールについてもそのような状況を反映したものとする必要があることから、総務省としては、今後とも引き続き状況を注視しつつ、必要に応じ適時適切に制度の見直しを図っていく予定です。

有料放送分野における消費者保護ルールの全体像

■ 提供条件の説明義務 （放送法第150条）

有料放送事業者及びその代理店に対し、契約の締結に際し、提供条件の概要の説明を義務付け（平成22年放送法改正により導入）

□ 適合性の原則

（改正放送法施行規則第175条第6項）
有料放送事業者及びその代理店に対し、受信者の知識、経験等に照らして必要な程度及び方法による説明を行うことを義務付け

■ 書面交付義務 （改正放送法第150条の2）

契約の締結後に、個別の契約内容を容易に確認できるよう、有料放送事業者に対し、契約締結書面の交付を義務付け

■ 初期契約解除制度 （改正放送法第150条の3）

料金等が複雑で理解が困難といった特性があるサービスについて、受信者は、契約締結書面受領後等から8日間は、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

■ 苦情等処理義務 （放送法第151条）

有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対し、受信者からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理することを義務付け（平成22年放送法改正により導入）

■ 不実告知等の禁止 （改正放送法第151条の2第1号）

有料放送事業者及びその代理店に対し、料金などの受信者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

■ 勧誘継続行為の禁止 （改正放送法第151条の2第2号）

有料放送事業者及びその代理店に対し、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨等の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

■ 代理店に対する指導等の措置（改正放送法第151条の3）

代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

※ 網掛け箇所は、今回の改正により制度化

プライバシーマーク推進部から

(一財)放送セキュリティセンター プライバシーマーク推進部 主任審査員 浅見 憲一

当財団は、平成19年11月に財団法人日本情報処理開発協会（現、一般財団法人 日本経済情報社会推進協会。略称JIPDEC）から指定を受けたプライバシーマーク審査機関の活動が今年で9年目を迎えました。当初の審査対象範囲は、社団法人日本ケーブルテレビ連盟（現、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟）と社団法人衛星放送協会（現、一般社団法人衛星放送協会）の所属正会員のみでしたが、その後、更なる審査対象範囲の拡大を行い現在に至っております。今後も事業者様への審査・認定サービスの品質向上に努めてまいります。

<個人情報保護セミナーの報告>

平成28年5月31日に行われた当財団主催の第13回個人情報保護セミナーで、プライバシーマーク推進部 審査室が「Pマーク審査の動向について」と題しまして、最近の現地審査における注目ポイントなどについてご説明・解説いたしました。



当日の内容についてその概略をご報告します。

(1) 特定個人情報について

最初に最も旬な話題と言えそうなマイナンバーの取扱いについてお話をいたしました。マイナンバーについてはJISに加えて「番号法」と「特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（事業者編）」も守る必要があるということを前提に、どのようなところが運用のポイントになるのか、JISの項番に沿って解説をさせていただきました。

とはいえ、当日の資料や解説の全てはJIPDECの公表資料「特定個人情報の取扱いについて」（平成28年2月12日改正）内容に準拠いたしましたので、内容を確認いただく場合はJIPDECのホームページで参照いただくことが可能です。また、「特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（事業者編）」にはさらに詳しく取扱方法が掲載されておりますので

確認の機会をもたれることをお勧めします。

(2) ストレスチェックについて

旬な話題の二つ目として、今年から一定規模以上の事業者様に実施が義務付けられました「ストレスチェック」について少々解説をいたしました。

「ストレスチェック」については厚生労働省が導入マニュアルなどを公表しておりますが、個人情報関連では機微情報の取扱いや本人の同意を得る場合があるなど、少々注意が必要な局面がございます。これについてはJIPDECが「よくある質問と回答」7.5.5でQ&Aを公表しておりますので、当日の資料や説明はこれに準拠いたしました。更に新たな項目が加わることもありえますので、導入に当たってはJIPDECの「よくある質問と回答」の最新版をご確認いただけますようお願いいたします。

(3) 最近の審査で気にしている点

次に最近の審査で注意深く拝見させていただいている下記5項目についてお話ししました。

- ① 審査の連続性について
- ② 教育、監査、見直しが実施洩れの場合
- ③ 第三者からの適正な取得
- ④ 委託先の監督の強化（再委託の場合）
- ⑤ 運用の確認の実施状況

現地審査は事業者様の状況を勘案しながら、基本的には運用全般について拝見させていただいておりますが、③④は大きな事件が起きたことなどにより、一段と注意して拝見している項目です。

⑤運用の確認は、事業者様によって運用実態が大きく異なりがちな項目ですので、運用の参考になりそうな程良いチェックリストの事例などをご紹介させていただきました。

(4) 審査でいつも気にしている事

最後に審査でいつも気にしている「事故や苦情の防止」「公表文や同意文のチェック」「運用を楽にする」といった日頃の審査で心がけている点をご紹介します。現地審査は事業者様にとって憂鬱な面もあるかと思いますが、こうした点も配慮した第三者によるチェックの機会とお考えいただければ気分が楽になれるかもしれません。

以上のお話をさせていただき、今後のご利用などもお願いしつつ当日の説明を終えました。

「認定個人情報保護団体」から

(一財)放送セキュリティセンター 個人情報保護センター長 秋山 剛人

個人情報保護センターの過去1年間の活動状況を報告させていただきます。

(1) 対象事業者数推移

平成28年3月31日現在

	ケーブルテレビ事業者	衛星放送事業者	計
平成26年度末対象事業者数	192	58	250
平成27年度新規登録者数	4	0	4
同 登録抹消者数	▲3	0	▲3
平成27年度末対象事業者数	193	58	251

平成27年度における個人情報保護団体の対象事業者は、新規登録4社、登録抹消3社で、全体では1社増の251社となりました。

(2) 苦情・相談取扱い処理件数推移

平成28年3月31日現在

年度	個人	対象事業者	計
平成17年	10	18	28
平成18年	6	21	27
平成19年	12	17	29
平成20年	4	20	24
平成21年	6	15	21
平成22年	5	6	11
平成23年	4	4	8
平成24年	5	5	10
平成25年	11	6	17
平成26年	17	2	19
平成27年	9	2	11
合計	89	116	205

苦情相談件数は、当初5年間は年間20件以上ありましたが、保護法制度の定着もあり、最近は10数件で落ち着いています。最近の案件は、保護法や事業者の保護方針等を熟読・理解した上での相談も多く、より専門的な知識が求められるようになってきました。

(3) 対象事業者の個人情報漏えい事故推移

平成28年3月31日現在

年度	ケーブルテレビ事業者	衛星放送事業者	計
平成17年	4	6	10
平成18年	6	2	8
平成19年	14	2	16
平成20年	13	6	19
平成21年	16	6	22
平成22年	29	21	50
平成23年	26	11	37
平成24年	24	13	37
平成25年	16	5	21
平成26年	11	4	15
平成27年	11	2	13
合計	170	78	248

対象事業者の個人情報漏えい事故件数は平成22年度の50件をピークに減少傾向にあり、平成27年度の当該件数は13件でした。事故原因では、作業ミス(誤

送付等)、紛失等ヒューマンエラーに起因しているものが殆どです。各社におかれましては、従業員及び委託先の個人情報管理体制の点検と教育の強化に努めていただきたいと思います。

また、万一漏えい事故を起こされた場合は、監督官庁へのご報告と同時にSARC個人情報保護センターへのご連絡もお願い致します。

(4) 個人情報保護セミナーの実施

本年5月31日JA共済ビルにて「第13回個人情報保護セミナー」を開催し、140人余りの多数の参加をいただきました。今回の講演は、個人情報保護委員会事務局のお二人をお招きして貴重なご講演をいただきました。本誌に講演内容を寄稿していただきましたので是非ご一読ください(山本講師：本誌2ページ、武本講師：本誌3ページ)。



(5) 対象事業者未登録の方へ

最後に対象事業者の新規ご登録のご案内になります。

当認定個人情報保護団体は、衛星放送やケーブルテレビ等放送分野の事業者の個人情報取扱いについての相談センターです。

対象事業者として登録していただきますと、個人と事業者間での個人情報に関する苦情処理の仲介を受けたり、個人情報取扱いに関する相談や情報提供を受けることができます。

(一社)衛星放送協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟加盟で未登録の事業者、或いは放送分野の事業者は、是非この機会にご登録いただきますようお願い申し上げます。尚、登録に関する詳細情報は、当財団のHPに掲載されておりますので、ご確認ください。

当センターでは、今後とも寄せられる苦情・相談に対して真摯で迅速な対応を心掛け、「認定業務」に邁進する所存です。関係者各位の引き続いてのご支援・ご協力を是非お願い申し上げます。

MESSAGE BOARD

■SARCの主な動き（平成27年7月～28年6月）

全般

H27. 7. 1	SARCコミュニケーションズNo.28発行
H28. 3. 15	第7回理事会
H28. 6. 8	第8回理事会
H28. 6. 23	第5回評議員会
H28. 6. 23	第9回理事会

プライバシーマーク業務関係

H27. 7. 2	第64回審査委員会～H28. 6. 9 第73回審査委員会
-----------	-------------------------------

個人情報保護センター関係

H28. 4. 26	第13回管理運営委員会
H28. 5. 31	第13回個人情報保護セミナー（JA共済ビル カンファレンスホール）

人事異動

H28. 4. 1	個人情報保護センター 管理部長	岩谷 朝世	
H28. 6. 23	専務理事	菅井 正実	水野敦彦は辞職
H28. 7. 1	個人情報保護センター長	齋藤 孝行	秋山剛人は6月30日辞職

■評議員・役員の構成

【評 議 員】（H27.7.1現在）

村上 政博 成蹊大学客員教授 一橋大学名誉教授 弁護士
 苗村 憲司 情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム
 研究所特別研究員
 佐藤 和仁 ㈱WOWOW専務取締役
 仁藤 雅夫 スカパーJSAT(株)取締役執行役員副社長
 大寺 廣幸 (一社)日本民間放送連盟常勤顧問
 井川 泉 (一社)デジタルメディア協会理事
 井筒 郁夫 (一財)マルチメディア振興センター専務理事

【役 員】（H28.6.23現在）

理 事 長 辻井 重男 (一財)放送セキュリティセンター
 専務理事 菅井 正実 (一財)放送セキュリティセンター(常勤)
 理 事 山崎 一郎 ㈱WOWOW常務取締役
 〃 森田 昌克 (一社)日本ケーブルテレビ連盟理事・事務局長
 〃 山口 哲史 ㈱スターチャンネル チーフ・ファイナンシャル・
 オフィサー兼管理部統括部長
 〃 園田 義忠 (一社)衛星放送協会専務理事
 〃 小川 正人 スカパーJSAT(株)執行役員
 監 事 森山 繁樹 (一社)電波産業会理事

■組 織 図

